

平成24年第1回砂川市議会定例会
第2予算審査特別委員会

平成24年3月13日(火曜日)第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第13号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について

議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第14号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第22号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第23号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第24号 砂川市老人憩の家指定管理者の指定について

議案第25号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第26号 砂川市公民館の指定管理者の指定について

議案第27号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について

議案第28号 市道路線の認定について

議案第7号 平成24年度砂川市一般会計予算

議案第8号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計予算

議案第10号 平成24年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第11号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第12号 平成24年度砂川市病院事業会計予算

散会宣告

○出席委員(13名)

委員長 北谷文夫君

副委員長 土田政己君

委員 一ノ瀬 弘 昭 君
 増 山 裕 司 君
 水 島 美喜子 君
 増 田 吉 章 君
 尾 崎 静 夫 君
 辻 勲 君

委員 飯 澤 明 彦 君
 増 井 浩 一 君
 多比良 和 伸 君
 小 黒 弘 君
 沢 田 広 志 君

(議 長 東 英 男)

○欠席委員(0名)

○ 第2 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 善 岡 雅 文
 砂 川 市 監 査 委 員 奥 山 昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長	角 丸 誠 一
総 務 部 長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	古 熊 崎 一 弘
ま ち づ くり 協 働 課	近 藤 恭 史
税 務 課 長	峯 田 和 興
会 計 課 長	高 橋 伸 二
市 民 部 長	高 橋 豊
市 民 生 活 課 長	福 士 勇 治
社 会 福 祉 課 長	橘 正 紀
兼 子 ども 通 園 センター 所 長	
介 護 福 祉 課 長	中 村 一 久
兼 ふ れ あ い センター 所 長	
経 済 部 長	栗 井 久 司
商 工 労 働 観 光 課 長	河 原 希 之
農 政 課 長	小 林 哲 也
建 設 部 長	金 田 芳 一
兼 土 木 課 長	
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己
建 築 住 宅 課 長	佐 藤 武 雄

建築住宅課副審議監	金丸秀樹
下水道課長	荒木政宏
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局審議監 兼改築推進課長	氏家実
管理課長	山田基
医事課長	細川仁
地域医療連携課長	梶浦孝
附属看護専門学校副審議監	佐々木裕二

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 長	井上克也
教 育 次 長 兼スポーツ振興課長	森下敏彦
学 務 課 長 兼学校給食センター所長	和泉肇
社 会 教 育 課 長 兼公民館長 兼図書館長	田伏清巳

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 局 長	中出利明
---------------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長	湯浅克己
選挙管理委員会事務局次長	古木信繁

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗井久司
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	小林哲也

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	河端一寿
事 務 局 次 長	加茂谷和夫
事 務 局 主 幹	佐々木純人
議 事 係 長	吉川美幸

開会 午後 3時18分

開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから第2予算審査特別委員会を開きます。

正・副委員長の互選

○議長 東 英男君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

第2予算審査特別委員長には北谷文夫委員、同副委員長には土田政己委員を指名します。

休憩 午後 3時19分

〔委員長 北谷文夫君 着席〕

再開 午後 3時19分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。本日の委員会に村上新一氏から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時21分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

開議宣告

○委員長 北谷文夫君 直ちに議事に入ります。

○委員長 北谷文夫君 本委員会に付託されました議案第13号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について、議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定

について、議案第22号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第23号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第24号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について、議案第25号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第26号 砂川市公民館の指定管理者の指定について、議案第27号 砂川市体育施設の指定管理者の指定について、議案第28号 市道路線の認定について、議案第7号 平成24年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成24年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成24年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成24年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成24年度砂川市病院事業会計予算の22件を一括議題といたします。

お諮りをいたします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款項ごとに、続いて継続費、地方債及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法で進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第13号 砂川市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑を受けたいと思います。

一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 端的に1点だけお伺いしたいと思います。

このたびの条例の中で業務の内容というのが書かれておりまして、あえて読み上げることはないですけれども、そしてまた附則には費用弁償に関し4,800円ということに記載されているのですけれども、この日額費用弁償のカウント基準というか、丸1日かかる仕事なのか、二、三時間で終わる仕事の場合もあるのだらうと思うのですけれども、その辺の考え方というか、教えていただけますか。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 実施隊における業務の内容でございますが、今具体的に考えておりますのは、夜間の空砲による追い払い、それと交通事故に遭った野生動物の対応、これにつきましては死んでいなくて、けがをしてまだ生きていようなやつのとめさしといって殺したりだとか、その後の解体の処理だとかを考えております。あとは、クマ出没時の緊急対応、クマが出没したということであれば見回りだとか追い払い、またわなの設置だとか、そういうこともありますので、そういう業務を行います。あと、今回農家の皆さんにわなの免許を取っていただいて、くくりわなによるシカの捕獲というのを積極的に実施していきたいと思っております。それで、くくりわなでとれましても、足に輪がかかる

だけでシカは死なないのです、とれても。それでまた、とめさしということで銃で撃っていただくという、そういう形で業務を考えております。時間的には、日額になっているのですけれども、1回当たり1時間から2時間程度の業務というふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 わかりました。

夜間の空砲だとかクマの出没等々、いろいろご紹介いただきましたけれども、そういった場合において1時間から2時間程度の業務を想定し、日額ということにはなっているけれども、一回一回4,800円払う格好なのだろうと思うのですけれども、予算のほうでもお聞きしようかなと思ったのだけれども、ここでわかれば結構なのですけれども、足りなくならないですか、一回一回4,800円というのは。大丈夫なのですか、その辺。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 日額4,800円で、今予算で計上しておりますのが50日分を計上しております。それで、昨年猟友会の方にボランティアで出動していただいているのですけれども、その実績を見ますと、クマの出没で14回、それとエゾシカの解体で7回、これくらいの出動で去年は終わっております。それで、ことしにつきましては夜間の追い払いとか、そういう分も考慮しまして50回という予算を組んでおります。

○委員長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭委員。

○一ノ瀬弘昭委員 詳しく教えていただいてありがとうございます。

本来であれば予算でお伺いしなければならなかったのですけれども、ここであえて委員長のお許しをいただいたということでお聞きしましたので、予算のほうは割愛させていただきます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、実施隊の関係で初めて出された件でもありますので、もう少し詳しく聞かせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、実施隊の構成等ということから総括質疑等を含めながらお聞きしておりますと、隊員は7名で2名が猟友会で5名が職員であると。これは、市の職員であるのかなというふうに思うのですが、今回の実施隊については、猟友会については銃器使用を含めた免許を含めて資格を持っているということなののですけれども、他の市職員の関係の、この場合は資格というか、資格もいろいろあるかと思うのですけれども、この辺は資格を有した中で隊員としてなられていくのかどうか、その辺含めて聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 市職員の実施隊について、どういう業務をやるのかということなののですけれども、現在農政課職員1名がわな免許を取得しております。それで、わな免許を持っていれば農家の農地に行ってくくりわなをかけられますので、そういう作業を実

施隊としての活動も考えておりますし、またシカの交通事故だとかクマ出没の情報ということになりますと、市職員である実施隊員が状況の確認だとか、あとは砂川警察署だとか地元の住民の方との連絡調整、また新たな被害防止対策の検討などを市職員の実施隊員が行うというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 市職員も実施隊の隊員であるということで、1名はわなを含めた資格を有しているということなのですけれども、やはり私は実施隊の隊員として市職員もなれるのであれば、さらに隊員になる人方も資格を取るよう努力をすべきではないのかなというふうに思っておりますので、この辺はしっかりと対応していただければなというふうに思っています。

続いて、2点目ですけれども、業務の内容から聞かせていただきたいと思うのですが、まさに実施隊員の方たちは、先ほどお話ししたようにいろんな資格、有資格者でなければいけないというふうに思っております。この関係を見ましても、わなの設置等についてもありますし、駆除、捕獲の件もありますけれども、そういったことから1つ、先ほどノ瀬委員からも質疑を通して答弁があったのですけれども、まず夜間の空砲の関係ということでお話ありましたけれども、たしかこれは空砲を使うというか、そもそも銃器は夜間使用はできない、または所持もできないというような、たしかあるかと思うのですけれども、この辺は警察等を含めて、例えば空砲する、砂川市は全域として対応ができるのかどうか含めて、と思うのですけれども、まず初めにこの空砲自体を銃の所持をして夜間できるのかどうかということの、まず確認をさせていただきたいと思うのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 空砲による夜間の追い払いなのですけれども、昨年の秋に砂川警察署と協議をいたしまして、1名なのですけれども、許可はいただいております。それと、市内全域が対応かということなのですけれども、これにつきましても事前に被害が多いところの図面だとか地番を警察に提出しまして、その区域の範囲内のみで実施ができるというような状況でございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 今ほど説明いただきまして、強いて言うと夜間の空砲にしても、手続上大変な手続をとらなければいけない。そして、なおかつ警察のほうもそれは了解を得たということで今の答弁で理解させていただきたいと思います。確かにいろんなことで大変な手続だったというのは私もいろいろお聞きしておりますので、そういうご苦勞をされたのだろうなということでは、今後ある面では空砲を使うということは、有害鳥獣を殺傷するというよりは、被害をこうむる前に予防するという大前提であるというふうに、私はそういうふうにお聞きしておりますので、そういったことはしっかりとやっていただきたいなというふうに思っております。

それで、先ほども出ておりましたけれども、私が一番心配するのは、やはり有害鳥獣といっても動物でありますので、この計画書の中を見ても、昼間に出没するというよりは、ほとんどやっぱり夜または朝方ということが多いのですけれども、こういったことで自治体の皆さんが対応というのですか、常に昼間というよりは夜だとか朝方だとかという部分での対応が、しっかりと連絡網をとってできるのかどうかということが不安なのですけれども、この辺はどういうふうな形でやっていくのかということも聞かせていただければと思うのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 朝、夜の対応になるかということなのですけれども、今考えておりますのは、職員も猟友会の皆さんも携帯電話等を持っておりますので、それら等の使用によって連絡体制という形になるかと思っております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 連絡網については、最近は携帯持っているということでもありますけれども、ただやはりそれぞれ生活をしている中での自治体としての活動になるかと思っておりますので、この辺常に意思の疎通というかコミュニケーションをとった中でしっかりとやっていただきたいなと思っております。

最後に、今回は猟友会2名、市職員が5名の合わせて実施隊員でありますけれども、この附則の中で実施隊員の費用弁償というのですか、載っているのですけれども、この費用弁償の対象は猟友会の2名が対象であるのか、それとも7名の隊員全員が対象となるのか、この辺最後に聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 猟友会の2名が対象となります。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 私は、1点だけお聞きしたいのですけれども、今回奈井江と広域という部分なのですけれども、これはちょっとわからないのですけれども、広域というのは今回初めてなのですか。今回の条例に当たっての部分で背景としてあるのかお聞きしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 広域につきましては、平成23年度に広域の協議会を設立しております。実施隊につきましては、砂川市と奈井江町別々に実施隊を設置することになります。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 それで、一応基本的にはほかの自治体には猟に入れないという部分があるのですけれども、そういった部分の背景から広域という部分はきているのかどうか、その点ちょっとお聞きしたいのですけれども。

〔「広域の理由」と呼ぶ者あり〕

広域の理由、済みません。

○委員長 北谷文夫君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 広域の協議会を設立した理由としましては、山につきましても一市の単独でやるよりは、山はつながっておりますし、広域的な対策をとるほうがより効果的であるという考えから、昨年広域の協議会を設立しました。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 砂川市生活安全条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、生活安全条例について1点だけお伺いをしたいと思います。

総括を通しながら、全体的な流れも考え方も理解させていただいたところであります。そこで、市の責務の中で(6)、犯罪、事故などの被害者等の支援に関することということで、この項目についてはもう本当に新たに条項として出てきたことなのかなと思うのですが、これ自体どのような形で取り組みがされていくのかについて、まず初めに聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 本条例につきましては、平成12年に制定されました。その後、国のほうで犯罪被害者等基本法、北海道のほうでも北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例が制定されるなど、犯罪被害者に対する動きが出ておりました。砂川市では、もともと生活安全条例の中でそういったことがありましたら相談窓口で受け付けておまして、適切な対応をとっておりましたが、そういった流れがあったことと、今回まちづくり協働という中で条文を整理しながら、より明確に具体的にするという中で犯罪被害者の部分につきましても明確にしていこうということで、もともとの条文の中には見当たらなかった文言なのですけれども、対応としてはやっていたというものを整理しまして加えております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 大体わかりました。

ただ、私も犯罪、事故等で市自体が相談業務を含めてやられていたということ、正直押さえていませんでしたし、わかっていかなかったものですから、もし参考に聞かせていただければ、過去のこういった相談業務というのは何件ほどあったのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 窓口といたしましては常に開いてはありましたが、過去の相談を受けた例というのはございません。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 窓口は設置してあっても、相談業務的なものはまだ今のところないということで、今回改めてこういう形で載せての生活安全条例でもありますので、今後こういったケースというのはあり得るのだろうな。特にこういうご時世、いろいろニュース等でもあるものですから。ただ、事やっぱりこういう犯罪、事故等の被害者の支援となると、相手のこともありますし、相手というのは本人方のこともありますし、プライバシー的なものもあるし、心情的なものもあるかと思しますので、こういったことの相談業務が発生した場合には、強いて言うと改めてお話しすると真摯な気持ちでしっかりとした対応をしていただくということでお話しして、終わりたいというふうに思います。

○委員長 北谷文夫君 暫時休憩します。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時46分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きたいと思います。

委員長と副委員長、そして議運のメンバーとお話したのですけれども、日程の関係でちょっと詰まっているものですから、皆さんがよければ30分ちょっと時間を延長したいと思えますけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 生活安全条例の関係なのですけれども、総括でもあって、わざわざ項を起こしてということになってくるのですけれども、明確にするということは、それはそれでいいのですけれども、前の条例でもやっていたことはやっていたことなのだろうというふうに思うのです。わざわざ今回こういうふうにしてということの理由がよくわからないのですけれども、こうなるとどういうふうなことが変わってくるのですか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 明確にしたことで何か今までと変わるかという、変わるものはございません。ただ、今回今年度からスタートしました砂川市第6期総合計画におきましても安全、安心して暮らせるまちづくりを一つの施策として掲げております。改めて住民の生活安全を確保する取り組みの重要性を認識するとともに、協働のまちづくりを実践するに当たって、この際市の責務を明確にする必要があると考えて、改正案を提案するに至ったものでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ごめんなさい。そこまで深いものだとは実は思わなくて、協働のまちづくりにもかかわるといようなことだったのですね。となったときに、例えば支援という言葉はわかるのですけれども、援助という言葉が2項にあたりするのです。今後こういうことについて、予算というか、お金の動きというのが出てくるのかどうなのかをお伺い

したいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 新たな事業での予算措置ということは、今のところはまだ予定されておられません。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 援助というのは何なのでしょう。普通援助というのは金銭的なものが絡むような言葉だと思うのですけれども。支援ならまだわかるのですが、この辺のところを普通だとそういうことかなというふうに読み取ったのですけれども、そうではない。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 金銭的なものを助成するとかいうことではなくて、制度的に生活を支えるだとか、精神的な相談に乗るだとかという援助を想定しております。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 全体で聞いてもいいのですけれども、この指定管理者の指定というのはまだ判こを押していないのですけれども、東地区コミュニティセンターだけに限っていいのですけれども、指定管理者を受けられませんかもしなったときに、市のほうはどういう対応をするのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 今回3年間の指定期間が終わりまして、新たに24年度から3年間また指定管理をしていただくということで、事前に今の管理運営協議会の役員の方とお話をさせていただきまして、その中で各コミュニティセンターについては次の3年間も引き続き管理運営をするというお約束をいただいておりますので、それを信じて4月1日付で契約をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今条例を私たちは制定しようとしているわけで、信じるとか信じないとかという話ではなくて、今現に判こがそこにあるのなら僕はこういう質問しません。感情論ではなくて、もし仮に指定管理者が今回は受けられませんかと言った場合には、あり得ると思うのですけれども、どういうふうに……。東地区コミュニティセンターでいいのですけれども、これは市の管理する市の持ち物ですから、どういうふうなお考えになるのでしょうかということを聞きたいです。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 その話に基づいて印鑑をいただいたという経過はございませんが、今の会長さんとお約束をさせていただいております。仮にということでございますが、もう一度協議をしたいということであれば誠心誠意説得させていただきたいと思っ

ております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そうではなくて、仮の話をしたくないのならもういいのだけれども、指定管理者という問題のことで指定管理者を断るという場面もあると思うのです。そういうときには、市はどのようなふうに対応するのですか、こういうもの。これは、後の老人憩の家もみんな同じです。ただ、僕はここの東コミセンで言っているだけの話です。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 4月1日から施設をどう管理運営していくのかということになってきます。これにつきましては、管理運営する者がいないということになりますので、新たに探すことになるのか、今までの方と再度協議をさせていただくのか、いずれにいたしましても施設を有効利用していかなければならないので、管理運営していただける方を探すということになります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 もしもない場合、つまり直営ということはあり得るのかどうかということをお伺いしたいのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 現段階で施設を直営する考えはございませんので、管理運営していただける団体を探します。

○委員長 北谷文夫君 他にご発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号 砂川市公民館の指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号 砂川市体育施設の指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

土田政己委員。

○土田政己委員 1点だけお伺いしたいのですけれども、市営テニスコートも入っているのですけれども、北光コートは今閉鎖をされているのではないかと思いますけれども、そこも管理をさせるのかどうなのかお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 ご指摘のとおり、テニスコートについては休止というような状況に扱ってございますけれども、このテニスコートの存廃部分につきましては今検討をしている最中でございますので、現行条例上、指定管理者の部分につきましては施設名、北光テニスコートという形で出ておりますので、それらについては指定管理者として業務の部分で指定管理者を置く手続として取り扱ってございます。なくするというのであれば条例改正して、なくして指定管理者を置かないということになりますけれども、現行条例上はテニスコートという部分で載っておりますので、その部分については指定管理者を置くような形になってございます。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 条例上そうなのですけれども、現実的にはかなりの期間閉鎖してしまっているから、考え方としては教育委員会はどうなのですか。整備して再開させるという気があるのか、それとも閉鎖させようとなるのか。あのままにせずと置くというのも、悪いけれども、景観上もよくないし、どのようなお考え持っているか、ちょっとお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 基本的に、今そういうテニス利用の状況を見ながら支障の部分を検討しておりますけれども、現状の中では日の出コートの部分で、実際利用団体の方が調整をしていただきながら利用していただいているという状況もございますので、将来的には廃止の方向で進めてまいりたいという、そういう考えは持っております。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 どうもちょっとそこがわからないのだけれども、将来的に廃止と言うけれども、今使っていて将来的に廃止というのならそのお言葉はわかるのだけれども、既にもう利用を全然していない、何年も使っていない状況で将来的に廃止というのは、条例上

から廃止するという事だけの事であって、整備をしていくお考えはないということで理解していいですか。

○委員長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 これは、廃止をするというようなことになれば、あそこは都市公園というような部分になってございまして、その後の利用の部分もございまして、そういった部分もしっかり調整をさせていただく。ただ、現状においては、テニスの利用者の状況ですとか、そんな部分の中で今そういう廃止することによって影響がないのかどうか、そういった部分を慎重に判断をさせていただいているということでございます。

○委員長 北谷文夫君 土田政己委員。

○土田政己委員 わかりました。

ただ、私も今言われたように有効に利用してほしいなというふうに思うものだから、テニスコートとして利用するのか、あるいは他の状況で利用するのかということにしないと、いつまでもあのよう閉鎖したままで置くというのはよくないのではないかと思いますので、お聞きをいたしました。

以上で終わります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今の関係で同じような、逆に今度は日の出の運動公園の中にまだ野外の施設があると思うのです。サッカーやっていたり、陸上競技場の隣にですか。あそこは、同じ体育施設の中には入らないのですか。

○委員長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 その部分につきましては、今都市公園条例の中での施設という形になってございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それは、ここに入ってくると、体育施設に入ってくると、またおかしなことになるのですか。何か不都合があって、日の出運動公園の一部だから、あそこも一緒にこの指定管理者に芝刈りなんかさせたほうがかえって効率的だとは思いますが、そういうふうにはならない。

○委員長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 指定管理者の業務には日の出運動公園のサッカー場、野球場、それからゲートボール場ですか、それと前庭、こういった部分があります。この部分については、指定管理者の業務という部分のところには入ってございません。ただ、実際市民の利用ですとか、そういった部分の観点あるいは管理、市民が利用しやすいという環境条件、そういった部分を保つといった意味で、草刈り等の業務につきましては今現在ゆうのほうにお願いをしていると、指定管理者のほうにお願いをしているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そうだったら、ここに入っていないと、指定管理者に行わせる条例とちょっと違ってきてしまうのではないかと思うのですけれども、条例にはきちっと指定管理者の行う業務というのが書かれていて、施設のこともちゃんと書かれている、これがまさにそうなのですから、そこに入っていないものの維持管理もさせているということになりますよね、今草刈りはゆうがやっているということになると。あわせて、そのサッカー場を申し込みするのはどこに申し込みをするのですか。

○委員長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 許可については土木のほうになりますけれども、実際今まで体育施設を利用している中で、利用者のほうから問い合わせ来るのは体育館のほうにいらっしゃるということで、そういった部分の利用者の利便性を図るという観点から、現在そういった取り次ぎ事務といいますが、そういった部分については指定管理者のほうにもお願いをしているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ちょっと整理する必要があるのではないのでしょうか。先ほどの土田委員の北光コートもそうですけれども、何かあっちこっちに行っちゃって、特にさっきの芝刈り、草刈りはゆうに行わせているという根拠は、そうやってお伺いすると薄いのではないかなと。申し込みも土木だし、本来はですよ。だったら、土木が草刈りをやっぱりやるべきだろうし、その辺のところって、今後でもいいのですけれども、ちゃんとするという予定はあるのかないのか。

○委員長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 この辺は、法人ともお話をさせていただいておまして、早い段階でこういった条例の整備という部分についても考えてまいりたいということでお話をさせていただきます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これもそういう段階なのですか。僕は総括でやっているのですけれども、だってこれ条例としてはまずいでしょう、ここに入っていないものまでも業務として行わせているということ自体が。僕が総括で言った内部の話はまだいいです。でも、これは完全にまずいでしょう。認めるわけにいかないのではないですか、よっぽどのことがない限りは。だって、条例上組み立ちようがないです。

○委員長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 この指定管理業務といった部分で行わせるということではなくて、先ほども申し上げましたけれども、利用者のそういった利便性あるいは施設の良好な管理体制をとということで確保するということで指定管理者のほうでご了解をいただいて、その中でその業務、草刈りといった部分の業務については引き受けていただいているということでございますので、一方的に指定管理者の業務としてやってもらうという考え方で

はございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

また、費用の関係につきましても、これらにつきましては、土木のほうから必要な管理にかかわる費用等については措置をしていただいているということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 やりとりはいいのです。実質的な損が与えられているとか、そういうことではないのですけれども、条例としてその管理を行わせる施設の名称、所在地にないものまでもそこでさせているということがまずいのではないですかと言っているのです。

○委員長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 とらまえ方がちょっと違うのかもしれませんが、先ほども申し上げましたけれども、させているということではございません。あくまでも了解をいただいて、その業務に取り組んでいただいているということで、ただ課題としてはそういう部分で認識してございます。今公園施設となっておりますけれども、条例改正をして教育施設として位置づけをしていきたいと、将来的にはそういう部分のところを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何か事情があるのだったら、聞かせてほしいのです。つまりもともと土木であるものと体育施設というものとの何かがあるのか。つまり最初にできるときいきさつが何かあるのか。それで、今回の条例の前にきちっと整理ができていないのかどうなのか。さっきから言っているように、お金は払われているし、それはそれでいいのです。ただ、本当に我々がきちっとやっぱり条例というものに対して精査する上で、ここに書かれていないものをさせるということは、本当にいいのかどうかということなのです。よくないと思うのです。だから、そのところがやっぱりわからないのです。そういう困った条例を出されても、このまま賛成していいのかどうかということの話です。本来だったら、ゆうが悪いなんていうことではないのだけれども、この条例そのものに不備があるのだとすれば、そのものに賛成をするわけにはいかないという話です。これは、どなたか間違いはないのですか、こういうことで。市長、どうですか、提案者なのですからけれども。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長 北谷文夫君 暫時休憩します。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時13分

○委員長 北谷文夫君 休憩前の会議を再開したいと思います。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 質疑を終わります。

○委員長 北谷文夫君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号 市道路線の認定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより予算に入ります。

議案第7号 平成24年度砂川市一般会計予算の歳出から審査に入ります。

それでは、82ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。それでは、84ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、ございませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 委員長、その前にいつまでやるのですか、これ。こんな慌ててやる審査だめでしょう。

○委員長 北谷文夫君 30分程度だということで先ほど了解を得たつもりです。

○小黒 弘委員 それでは、総務費の関係の総務管理費、何点かあるのですけれども、これは1個ずつ聞かなければだめでしたか。まず、85ページの地域活動交流研修参加負担金ということでお伺いするのですけれども、これは青年会議所への研修費という説明がありましたけれども、どういうことなのか、もうちょっと詳しくお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 古木信繁君 地域活動交流研修事業でございますけれども、これはまちづくりの柱に協働によるまちづくりが掲げられましたことによりまして、職員の市民の視点に立った政策の立案能力の向上等のために、まちづくりに関する調査研究を行っている砂川青年会議所へ職員の研修派遣を行うものでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それは、提案説明で聞いたのです。それで、どういうことで予算が使われるのかをお伺いしたいのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 古木信繁君 予算のご質問でございますけれども、まず法人賛助会員といたしまして、その会費といたしまして10万円を予定しております。また、その他交流経費、これ突発的経費がかかる場合もありますので、その部分として5万円、計15万円を予算計上してございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これは、賛助会員は何人になるのですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 古木信繁君 何人ということではなくて、なるべく多くの職員を研修に参加させたいと考えておりますので、こういう法人賛助会員として会員となるということでございます。よりたくさんの職員を活動の場に送りたいと、そういうことを考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この話って随分前からあった話で、前の菊谷市長もこういうふうにしたいのだけれども、その予算の関係上なかなかできないのだという話があって、今回善岡市長になったらすっとうまくこれができるということなのですからけれども……

〔何事か呼ぶ者あり〕

地域活動交流研修参加負担金で青年会議所に職員が以前も行っていたことがあるのですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 古木信繁君 この経過でございますけれども、青年会議所へ会員の参加要請については平成13年度から行われておりました。しかし、職員には周知していたのですけれども、残念ながら参加の希望がいなく、きょうに至っているわけで、予算措置はされていたものでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 予算措置はされていた。では、この項目は前からあったということなのですね。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 古木信繁君 ちょっと予算の費目名は違いますけれども、平成13年度当時からありまして、行革のときに希望職員がいないものですから、希望職員があったときに計上するよというようなことで、行革以降からは一応費目から落としてありますけれども、考え方としては予算は持っている、そういうような考え方できております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、これ青年会議所以外にもこういうふうに適当と認めた場合には賛助会員になれる。つまりこれ.....普通賛助会員といったら、だれだれさんが賛助会員になるというのが普通だと思うのですけれども、そうではなくて、なるべく多くの職員がというふうなお話があったので、賛助会員というのはそういう賛助会員.....僕青年会議所の交礼会なんかよく行きますけれども、会員といったら大体この人、この人、この人、この人となっています。賛助会員という仕組みがどういうふうな仕組みなのかよくわかりませんが、こういうのというのはあるのですね。こういう賛助会員という、その日その日で来る人がかわっていて賛助会員ということになるということですね。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 古木信繁君 会議所の規定に正会員という会員の規定ございまして、そのほかに賛助会員というような位置づけで決めてございます。これは、1口1万円の賛助会費なのですけれども、特定の人でなくて、法人として会員となると。そういうようなことも含めた賛助会員でございますので、砂川市として賛助会員になりまして、その活動の都度なるべく多くの職員を研修に参加したいというようなことから、青年会議所のほうとも十分お話をいたしまして、そういうふうに決めているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 全然悪いことではないとは思っているのですけれども、ただ、今までも自分で積極的に民間に入っていった職員ってたくさんいて、これはみんな自腹でやってきたのだと思うのです。そういうことは何となく評価も何もされていないで、今回この青年会議所については市民の税金を使っていくということがちょっと違うのではないかなと。もし青年会議所の活動が本当にいいものであって.....いや、いいものだと思っているのです。市の職員がちゃんと自腹で、お酒飲みに行くのでも何するのでもいいから、今までの民間に接してきた職員と同じようにやればいいことであって、それを積極的にやってくれと、おまえ、よく頑張って民間に入っているいろやっているなと評価するのが市長だと僕は思うのですけれども、何でここまでお金を使ってやらなければいけないのでしょうか、青年会議所にだけは。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 古木信繁君 委員おっしゃるように、それこそ自分で自腹を切ってそれぞれの団体に入って活動している職員もでございます。今回青年会議所のほうに職員研修参加ということでございますけれども、青年会議所の活動内容ですとか、それからまちづくりに

対しての調査研究を行っているという団体でございます、青年会議所。そこに参加、個人で行ってもらえればそれはいいことなのですけれども、研修として行かせる意味合いといましては、そこに参加して、市民の目線に立ったそういう政策立案能力も高めてほしいし、また青年会議所という中でいろんな方とお知り合いになって、それがまた人的ネットワークにもつながると。そんなことから、職員にとってはすごい財産にもなりますし、それがまた市のためにもなる。そういうようなことで、今回派遣をしていく、そういうふうな方針としたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最近研修という名のもとにいろいろなイベントに職員が参加するという状況があるようなのですけれども、これ今後もこういう流れ方というのは、市長、広がっていくのでしょうか。総務文教委員会で僕お話ししたことがあるのだけれども、どこで線を引いて、どこの団体はそういうふうに職員が研修として行ったり、ここは行かなかつたりということのどこかの判断というのはあるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 古木信繁君 ご質問ですけれども、協働のまちづくりというようなことでこれらを進めるための一環として今回の青年会議所への研修もそうでございますし、また昨年から街頭もちつきですとか北海道義士祭のほうにも職員を参加させております。参加に当たりますて、市としてはなるべく多くのこういう行事、イベント、活動に職員を参加していただきたいという気持ちがございます。ただ、職員が職務上参加していない行事、それから物販、販売収益が伴っている行事、こういうのを一応遠慮させていただいて、それ以外の行事につきましてはなるべく多くの職員を参加させていただきたいと考えております。

〔「政治、宗教」と呼ぶ者あり〕

失礼しました。あと政治、宗教に絡むもの、それを除いて参加させていただきたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 わかりました。

では、次にいきます。次は、95ページ、96ページなのですけれども、今回これはちょっと要望したいなということも含めてなのですけれども、コミュニティセンターの管理に要する経費という点です。先ほど東コミセンの関係もちょっとお伺いしたのですけれども、南北のコミセンと東地区のコミセンとでは予算の配分が大幅に違ってございまして、ある程度理由はわかっております。ただ、今回の豪雪みたいな雪害対策なんていうときに、市の公の施設という点からすると、これ南北のコミセンと東のコミセンというのは屋根の形状とかが全部違ってございまして、南北のコミセンというのはおか屋根というのですか、雪がたまっていても大丈夫なような仕組みになっております。ところが、東のコミセンという

のは緩い傾斜の普通のトタンの屋根でして、しかも非常にコミュニティセンターというぐらいですから、老人の憩の家よりは中の面積も大きくて、その分屋根も大きいのです。今回豪雪で危険のところをいろいろ空き店舗を中心に動かれたと思うのですが、多分この公の施設は見てくれていないのだらうと思います。それで、一度屋根の雪おろしをお願いしたことがあったのです。とても危険な状態になっているのでということで。ところが、ほかの関係もあるしということでだめでした。結果的に、暖気になって雪が一気に滑り落ちました。ガラスの窓が2枚割れました。それだけで済めばよかったですけれども、ということなのです。ところが、ガラスの窓は大規模な部分ではないので、指定管理者のほうで払ってくれということになっています。これって、通常ならいいのです。滑って落ちて何とかなって、落ちた分はちゃんと指定管理者のほうで除雪をしているのです、今までも。今も予算をしているのです。ただ、今回は滑りが全然悪くて、だからこそみんなほかもつぶれたと思うのです。そういうときって何とかならないのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 福士勇治君 今回は確かに雪が多くて皆さん苦勞されているとうことは承知しておりますが、屋根の雪おろし等につきましては日常的な管理の範疇ということで判断させていただいております。

今お話の中にもありましたように、大規模な修繕につきましては市のほうで経費を持つ、日常的な小規模な修繕につきましては通常の管理の中でしていただくということになっておりますので、そういった範疇で今回は判断させていただいておりますが、今後においてはまたどのような状況が生まれてくるかわかりませんので、その時々に応じて相談を受けながら対処してまいりたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、相談に行きたいと思います。

続いて、99ページなのですけれども、協働のまちづくりに要する経費ということで、市長の目玉の大きな一つである協働のまちづくりなのですけれども、いよいよ協働のまちづくりの指針を策定するというので協議会ができるようです。この協議会の委員という方々は、どんな感じをイメージされているのかお伺いしたいのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長 近藤恭史君 協議会を構成する委員につきましては、市民委員を10名以内ということで考えております。こちらの市民委員につきましては、学識経験を有する方、さらには協働のまちづくりということで地域活動団体の関係者、さらには公募による委員を市民委員として考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 大体どんなことをやられて、何回ぐらい、そして最終的にはどんなふうな動き方になるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長 近藤恭史君 このまちづくり協働指針につきましては、市政執行方針でも述べましたように、協働のあり方、基本的な方向を示すものとして策定するものでありまして、主な策定の内容といたしましては、砂川市を取り巻く社会情勢などから、協働を進める背景や目的などを示したいというふうに考えております。また、協働の基本的な考えを市民の皆様、多くの方に理解していただけるように、協働の原則ですとか期待される効果などを示してまいりたいというふうに考えております。この内容から、これに基づいて市民や市がどのような役割を果たしていくべきか。さらには、協働のまちづくりを進めるために必要となる施策につきましても、これまで実施しております協働のまちづくり懇談会、さらには町内会実態調査の結果などから、地域活動ですとか高齢者福祉に対する地域との連携ということも課題となっておりますことから、これらについてもどのように展開していくかについて検討を行い、指針として策定してまいりたいというふうに考えております。

あと会議の回数関係なのですが、先ほど委員の構成で申し上げましたが、公募委員も入っていただく関係もありますので、年度初め4月にまず公募の募集いたしまして、決定をした後、できれば5月から協議会を立ち上げ、年明けの2月までには大体その間7回の会議を開催して指針を決めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後の質問です。

これは、やっぱり今までまちづくり協働課のホームページでは結構密にいろんな情報が流れているのですが、会議の会議録なんかはホームページ等でアップされるような考え方なのですか。

○委員長 北谷文夫君 まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長 近藤恭史君 まちづくり協働課の協働の取り組みといたしまして、これまで懇談会等を開催して、その都度会議録についてもなるべくわかりやすく詳しく掲載してきた経過がございます。やはり協働のまちづくりの指針ということで、これは市民全員にかかわることですので、この策定経過につきましても協議会の会議録を作成してホームページ等で周知してまいりたいというふうに考えております。また、今回は広報すながわにおきまして、定期的にこういう協働のまちづくりの取り組みの経過についても広報広聴係のほうにお願いしまして、コーナー記事なども作成しながら逐次報告してお知らせしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 残余の審査については明日行います。

散会宣告

○委員長 北谷文夫君 本日はこれで散会といたします。

散会 午後 4時36分